

#### 4 民事法律扶助について

資力に乏しい人でも裁判手続を利用できるようにするという意味で、民事法律扶助は大変重要だと思えます。でも、民事法律扶助の予算は限られているために、このサービスを求める人すべてが受けられる訳ではないと聞いております。これは大変残念なことです。予算の大幅な増額を求めます。また、予算に限りがあるなら、限られた予算の中で少しでも多くの人がサービスを得られるように工夫してほしいと思えます。

法律扶助の予算が格段に増額されるのであればそれに越したことはないと思えますが、今の国の財政事情を考えた場合にはそれは困難だと思えます。そのような中でより多くの人々が扶助のサービスを受けるには、1件当たりの単価を低くするしかないのではないのでしょうか。スタッフ制の活用などはその意味で極めて合理的だと思えます。

##### 民事法律扶助について

国民の税金が投入されるので、一層のコストダウンが必要である。事件を担当する弁護士への報酬の引き下げが必要である。今の弁護士はまだ個人事務所が多く、経営効率が悪いのではないか。まず、経営効率を改善して、同じサービスをより低コストで提供できるような仕組みを考えるべきである。予算を増やせという意見もあるが、コストダウンがされないままに税金が投入され続けると、今批判的になっている公共事業のようになりかねない。

##### 民事法律扶助事業

#### (1) 対象事件・対象者の範囲について

民事法律扶助制度は、社会的紛争の予防と迅速かつ適切な紛争解決のための総合システムとして位置付けられるべきです。この見地より、対象事件を裁判手続に特化せず、行政手続や各種のADRその他法律相談、法律情報の提供などに及ばすべきです。

現状では、資力要件の下で援助が受けられる国民等の範囲

は、所得の下から2割層とされていますがさらに拡充すべきです。また、高齢者、障害者などは資力要件を緩和すべきであり、さらに未成年者、犯罪被害者など事件の性質上資力要件を課すべきでない援助も検討すべきです。

(2) 利用者負担の在り方について

現行の民事法律扶助法は、費用の立替制度であり原則として費用の全額の償還を求めています。しかし、この制度が利用者の利用を阻害していると考えられ、原則全額償還制の見直しが必要です。

仮に、償還制を維持するのであれば、金銭の交付を期待できる事件を立替制とし、その余の事件については資力に応じて負担金を課す制度などを検討すべきです。

(3) 運営主体の在り方について

民事法律扶助事業の全国的に均質な遂行のためには、事業費の増額はもとより支部組織の強化が不可欠であり、管理費の大幅な増額が必要となります。

しかし、現行の指定法人・補助金行政の下ではおのずから限界があり、組織の見直しも含めて検討する必要があります。

(4) 実施方法について

現在の民事法律扶助事業は、ジュディケア制で実施されています。しかし、ジュディケア制に限定した民事法律扶助の実施には予算管理に限界があり、事件数の増加に柔軟に対応するとともにさらに品質の向上を図るために、フランチャイズ制、コントラクト制、スタッフ制などの導入も検討すべきです。また、運営主体自らが公設事務所を設置して事業を実施することなども考えるべきです。

裁判代理費用について立て替えることが行われるようですが、立替ということは、いずれ返さなければならないということですか。

民事法律扶助は重要だと思うが、全ての人が裁判を利用するわ

けではないので、むやみに税金を投入するのは問題である。

民事法律扶助については、扶助を受けられる要件を緩和して、扶助を受けやすいようにして欲しい。そのためには、法律扶助に関する予算を拡大していく必要があるのではないか。

民事法律扶助について

民事法律扶助の拡充のため、以下の点が積極的に推進されるべきである。

#### 1 対象事件と対象者の拡大

市民の権利が適切に擁護されるためには、法的紛争の事後的解決のみならず、事前予防をも充実させることが有効である。そこで、扶助事業としての「法律相談」援助の拡充が推進されるべきであり、また、その対象範囲についても、訴訟手続のための援助だけでなく、ADR・各種法的手続や「裁判を前提としない和解交渉」等についても、適切な基準を設けてこれらを対象として取り込むべきである。

また、紛争の性質によっては、「資力に乏しい市民」だけに援助を限定することが妥当かが問題となりうる。例えば、未成年に関する審判手続、犯罪被害者、障害者など一定の社会的ハンディキャップを負っている層に対する援助が検討されるべきである。

また、在留外国人についても対象範囲の拡大が検討されるべきである。

#### 2 償還、利用者負担の在り方

現在の民事法律扶助は、「費用立替制度」とされ、利用者からの償還が原則とされている。しかしながら、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、「給付制を原則としたうえで、費用負担能力のある（または後日費用負担が可能となった）利用者に費用の一部または全部の負担を求める制度」が望ましい。

また、当面は「原則償還制度」を継続する場合でも、償還が

適切でない事案、例えば、金銭給付が期待できないまたは、予定されていないような事件類型について、一部給付制の導入が検討されるべきである。また「償還免除」についても、その要件や範囲を見直して、柔軟な運用が可能となるよう工夫がなされるべきである。

#### 民事法律扶助について

民事事件で弁護士が必要となる場合や裁判が必要となる場合に必要なのは弁護士と費用ではないかと思います。刑事事件の容疑者は国選弁護人がいる。交通事故の加害者は保険会社が弁護士を付ける。公害問題を起こした会社は弁護士を雇う費用をもっていると思います。しかし、被害者側にはお金がない場合は弁護士は雇えません。これではまるで罪ある者に有利な条件のようであり、そこには民事事件で被害にあった者への民事法律扶助の助けがあるべきだと思います。

法律扶助が必要となることの一つにどういう場合に扶助するのかと言う判断基準が大事なところのように思います。この場合、勝訴の見込みという判断は厳密にはできないはずですが、民事法律扶助が必要となった事件は、裁判外紛争解決手段（ADR）で解決できない難しい事件となるのではないかと思います。難しい事件に勝訴の見込みという判断は適当ではないように思います。それならば担保か返済の約束という見方になってきますが、体に問題を抱える被害者である場合、被害者につらい約束を求めることになってきます。

民事法律扶助を行うことができるか否かの判断は限定したものではなく多くの人が利用できるよう幅をもたせるべきだと思います。そして被害者が不幸な結果となった場合、返済については状況を考慮して利息をつけない分割としたり、場合によっては免除できるようにすべきだと思います。

法律扶助協会へも行ったが、資力基準が厳格だと感じた。普通の人にとっては弁護士費用が高いため、資力基準をもう少し緩和

して法律扶助協会をもう少し利用しやすくしてほしい。

法律扶助の実態をよく知らないのですが、扶助はあくまで立て替え払いの制度であるのしょうから、回収を厳格に行うべきではないのでしょうか。もちろんすぐに回収することが困難だとしても、一定期間猶予後の回収や、分割による回収などの工夫をすべきだと思います。

民事法律扶助は、資力の乏しい人のために裁判費用を立て替える制度ですから、あとで立て替えた分の支払いを受けなければいけません。すぐにまとめてということは難しいかもしれませんが、少しずつの額の分割であっても、長期間をかけてかえしてもらう制度にしなければならないと思います

民事法律扶助という制度があるということですが、どのようなものなのですか。弁護士を頼んで裁判を起こすには資金が必要だとよく言われますが、どのような場合に援助が受けられるのか分かりやすい制度にして欲しいと思います。司法を縁遠くしている原因のひとつはお金の問題ではないかと思います。

民事法律扶助は必要だが、現在の弁護士への報酬が妥当なのかどうか、よく検討する必要がある。公共事業のように、税金の無駄な投入にならないようにすべきである。

本当に権利を侵害されて、お金がないために裁判ができないのは問題だが、だからといって、国民の税金で弁護士を雇うのはおかしいのではないか。これでは弁護士が得をする公共事業と同じである。国の法務官が貧しい人の訴訟支援をする制度の方がいいのではないか。

現状ではこの制度は弁護士斡旋制度にすり替わっています。

裁判所が行う裁判費用の猶予制度の場合も、予納切手は必要で、数万円をとりあえず用意出来ない者には、民事訴訟を起こす権利を行使できないのが現状です。

民事訴訟についても、判事による訴訟指揮の名目で、事件のパターン化が図られ、原告の意図する争点の実現せず、被告（大企

業) 有利な判決となることがあります。

弁論終結を予告無く宣言され、判決となると、その後控訴審においても、その骨子は変わらず、上告棄却で幕となります。

求める争点を得られない場合の救済制度等を検討していただきたい。

「民事法律扶助事業」 - 法律扶助の予算、財政援助、これは本来国の責務である、この点については、現状より一層の充実がなされるべきものとする。

- 1 「司法ネット」が出来ると、民事法律扶助事業は、現在の財団法人法律扶助協会から、「司法ネット」の運営主体に「法律扶助協会が行っている業務を発展的継承」させることが予定されている。

現行の民事法律扶助事業の最大の問題は、事業を補助する財政援助が十分でないことであるとする。 「法律扶助制度が十分でなく依然として経済的な理由から司法制度を利用した紛争解決をあきらめる」国民がいることを解決するための「司法ネット」創りの施策、具体的には、民事法律扶助事業を、現行の財団法人法律扶助協会が行っている「業務を発展的継承」させる構想であるとするならば、財政面でも、現状以上に充実される制度が創られるべきことは、当然である。

「民事法律扶助事業」 - 法律扶助の予算、財政援助、これは、本来、国の責務である(民事法律扶助法3条「適正な運営の確保」「健全な発展を図る」)。法律扶助協会が自主事業で実施している刑事の事業—当番弁護士・付添人制度—でも、現状より後退しては、何ら積極的な意義がない。

なお、公表された自民党のPTの「中間とりまとめ」(平成15年6月17日)の第3「運営主体の体制」の「2 財政面での手当」では、「相当量の公的資金が必要である。同時に、国選弁護報酬及び民事法律扶助事業への補助金を財源として有効に活用すべきである。運営コストについては、公的資金を基本

としつつ、提携協力関係をもつ地方自治体、弁護士会、隣接法律専門職団体、商工会議所及び経済団体等の国以外からの資金を積極的に活用して行くべきである」、(「出資については、…国、地方自治体、弁護士会など広く出資を求め、出資の割合を反映して議決権を与えるなどしたい」と述べられている。

これは「法律扶助協会」が発展的に廃止されるが、法律扶助・公的弁護活動への補助財源である公的資金が、「民間活力の活用」ということで減少化され、「司法ネット」のリーガルサービス全体においての国の責務の実質的な縮小ということになるのではないかと危惧がされる。

先に述べたように「民事法律扶助事業」-法律扶助の予算、財政援助、これは、本来、国の責務である。民事法律扶助は補助財源である公的資金が、現状より一層の拡充されて、各種サービスが現状より一層の充実が図られるべきである。

## 2 法律扶助事業の運営について

運営に関与する人員の中に、弁護士が多数(「理事」の半数程度は)任用されるべきである。この点は、現在の「法律扶助協会」の構成が参考にされるべきである。

また、民事法律扶助法4条には、日弁連・弁護士会の責務として、「適正な運営の確保」「健全な発展を図る」ために支援することが詠われている。同2項「弁護士はそのために必要な協力をするように努める」ともある。また、公的弁護も担う組織である関係で、運営に関与する人員の中に、弁護士が多数(「理事」の半数程度は)任用されるべきである。

法律相談(関連)事業では、法律相談を「業」として行うことになるのであるから弁護士法72条の規定がある関連で、弁護士会や弁護士の運営における関与は必要であると考えられる。

### 民事法律扶助について

資力の不足から司法へのアクセスを断念する人々をなくすために、法律扶助事業の果たす役割は大きい。しかし、現在、自己破

産事件の増大によって、扶助事業の財政はパンク状態にある。

扶助事業の充実・拡大のため、予算の大幅なアップが必要である。

民事扶助について

#### 1 格別の予算措置の必要性

弁護士会が繰り返し主張してきたように、民事扶助については格別の予算措置を行い、対象事件と対象者の拡大を行うことが必要である。

経済的理由によって、裁判を受ける権利を行使できず、侵害された自由と権利を回復することができないということがあってはならないことはもちろんである。

しかし、現在の対象者の資力要件では、全国民の2割程度しか対象とならない。イギリス、フランス、韓国などでは全世帯の下から50%、ドイツでも40%の世帯が対象となっている。経済的理由による司法アクセス障害をなくすためには、資力要件を緩和して扶助対象者を拡大することが必要である。

また、現対象者の範囲を画する基準としては、資力要件に限らず、未成年者、障害者、外国人など、社会的ハンディキャップを負う市民、犯罪被害者、社会的少数者のグループに属して権利の実現に困難を来している市民、消費者・公害・労働事件など、社会的な力関係に格差のある紛争の解決を求めている市民など、その資力を問わず援助が必要な層への適用の拡大が検討されるべきである。

さらに、自由と権利の回復手段は訴訟手続ばかりではない。このところ次々と設置されている裁判外の紛争解決機関（ADR）、裁判を前提としない和解交渉、行政に対する情報公開請求、各種の審査請求などへの適用など、対象事件を拡大させるべきである。また、紛争予防としての法律相談も拡充が求められる。

#### 2 償還



現在の民事扶助は「費用立替制度」とされ、利用者からの償還が原則となっている。この原則は、限られた財源をより有効に活用するためには、資力に余裕がある市民からは、償還を求めるのは当然であるとの考えで、我が国において歴史的に形成されてきたものである。

この償還制度については、受益者負担の原則を強調し、確固とした回収制度を確立すべきとの意見がある。しかし、そもそも民事扶助の利用者は一定の収入基準以下の市民であり（特に現在は、所得の低い方から2割程度でしかない）、このような市民に対しては、社会福祉の一環として、給付制を原則とすべきものであるから、すべてにわたって、過度に償還を追求することは、かえって利用者が困窮した状態になったり、民事扶助の利用をためらう事態を生じかねない。法律扶助の償還制度は、過度に回収をめざすというものより、利用者が無理なくできる程度とし、多くの市民が利用しやすい制度でなければならない。

1に述べたように、資力要件を緩和して利用可能な市民の範囲を拡大し、資力に応じた無理のない負担を求める制度とすべきである。

### 3 代理人活動の自主性・独立性の確保

行政事件や国家賠償請求など、国や自治体を相手方とする事件については、特に代理人活動の自主性・独立性の確保が重要である。

民事法律扶助について

従来の「リーガルエイド」という考えから「リーガルサポート」への転換をより明確にすべきと考えます。

つまり、その指針を、救済から自立・自律へのサポートへの転換と考えた場合、単に費用の援助のみならず、国民が主体的に法にアクセス、利用するためへのサポート体制を早急に築くべきと考えます。

しかしながら、そのサポート体制は、国民の税金でまかなわれ

ていることは間違いなく、そうであるのなら国民は利用者である前に、自らがその体制を作り上げるマネージャーであるということをふまえた構想が必要と考えます。

私たちの税金は、決して行政や一部の「お上の」組織の繁栄のために拠出しているのではありません。それは自らの人権や各種権利を正当に主張できるために自分に使われるものと信じて拠出しているものです。

司法書士の簡裁代理にともなう民事法律扶助事業の拡大など日々新たなものに变化しつつある民事法律扶助ですが、依然として裁判所など公的機関を主軸とした先に対するものです。

国民が主体となるためへの情報開示のみならず、民間機関、NPOなどへの積極的な民事法律扶助事業拡大のために私たちの税金を利用してください。

#### 民事法律扶助について

司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において、「民事法律扶助制度について、対象事件・対象者の範囲、利用者負担の在り方・運営主体の在り方等につき更に総合的・体系的な検討を加えた上で、一層充実することとし、本部設置期限までに、所定の措置を講ずる」として民事法律扶助の拡充が挙げられている。

#### 1．対象事件の範囲

司法ネットにおける各関係機関との連携の上に立った総合的な観点から、司法に関する総合的な情報提供、法律相談・助言、そして裁判手続に限定するのではなく、行政手続やADRについてもその範囲とすべきである。

#### 2．対象者の範囲

民事法律扶助制度における現在の資力要件の緩和はもとより、高齢者や未成年者並びに障害を持った人などについてはその資力要件を大幅に緩和すべきである。

また、外国人については、適法な在留資格者に制限されるが、

それ以外の外国人についても検討することが望まれる。

### 3．利用者負担の在り方

民事法律扶助法においては、利用者の全額償還を原則としている。しかし、一方では、この全額償還が扶助制度の利用障害の要因の一つにもなっている。そこで、利用者負担の軽減を考慮するとともに、原則、全額償還制を維持しつつも、一部或いは全部の免除等の例外的規定を検討すべきである。また、償還金については、事件の性格及びサービスの内容等にもよるが、利用者である国民が納得できる合理的なものであることを要する。

### 4．運営主体の在り方

司法ネット構想の中の運営主体における民事法律扶助事業の拡充は、本構想の中心的事業であり、その予算措置については大幅な増額が不可欠である。また、事業の実施にあたり、現行ジュディケア制に加え一部常勤（スタッフ）による弁護士・司法書士の活用については、今後の事件増加が予想される中、その実現につき積極的な対応が必要である。